（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　群馬県沼田市、安中市、吾妻郡東吾妻町（以上２市１町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

指定確認検査機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第77条の35第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年４月12日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年３月25日

２　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　アウェイ建築評価ネット株式会社　東京都新宿区揚場町１番20号（本社）及び東京都新宿区揚場町２番18号（飯田橋支店）　代表取締役　吉川　　充

３　処分の内容　法第77条の35第２項の規定により、平成28年４月12日から４月間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年４月26日建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号及び第９号から第14号までに規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号及び第９号から第14号までに規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為

二　既に契約した契約の変更により、機関省令第15条第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号及び第９号から第14号までに規定する確認検査の業務を追加する行為

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関であるアウェイ建築評価ネット株式会社は、以下の行為を行った。

一　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第23条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

二　建築物１件の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第112条第９項の規定に適合しないことを見過ごし、検査済証を交付した。

三　建築物４件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第112条第９項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

四　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第112条第９項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。また、同じ建築物の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないことを見過ごし、検査済証を交付した。

五　建築物１件の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第64条の規定に適合しないことを見過ごし、検査済証を交付した。

六　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第23条第１項及び施行令第119条の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

七　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第119条の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。また、同じ建築物の完了検査において、指定確認検査機関として施行令第119条の規定に適合しないことを認知したにもかかわらず、業務規程で定めている特定行政庁等への報告を行わずに検査済証を交付した。

八　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第112条第２項及び第９項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

九　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、施行令第119条及び施行令第126条の２第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

十　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第27条第１項第１号、施行令第123条第２項第１号及び施行令第126条の４第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

十一　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

十二　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第58条の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付した。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年４月12日

国土交通大臣　石井　啓一

１　監督命令をした年月日　平成28年３月25日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　アウェイ建築評価ネット株式会社　東京都新宿区揚場町１番20号（本社）及び東京都新宿区揚場町２番18号（飯田橋支店）　代表取締役　吉川　　充

３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事していた確認検査員が確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたこと及び指定確認検査機関が確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったことから、平成28年３月25日付け国住指第4506号で確認検査の業務の停止を命じたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な確認検査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成28年４月８日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　確認検査の業務に従事する確認検査員が確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたこと及び指定確認検査機関が確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったことから、平成28年３月25日付け国住指第4506号で確認検査の業務の停止を命じたこと。

国会関係

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第１項の規定に基づき、平成28年度における中小企業診断士試験を次のとおり行うこととしたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、公告する。

平成28年４月12日

経済産業大臣　林　　幹雄

Ⅰ．第１次試験

１　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

２　試験期日　平成28年８月６日（土曜日）及び平成28年８月７日（日曜日）

３　試験科目及び方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は平成26年度若しくは平成27年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。

⑴　経済学・経済政策
⑵　財務・会計
⑶　企業経営理論
⑷　運営管理（オペレーション・マネジメント）
⑸　経営法務
⑹　経営情報システム
⑺　中小企業経営・中小企業政策

４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇の各地区

５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人中小企業診断協会

６　受験手数料　13,000円

７　受験申込書等の交付

⑴　交付期間　平成28年５月６日（金曜日）から平成28年５月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　交付場所　次に掲げる一般（公益）社団法人及び株式会社

一般社団法人中小企業診断協会
（〒104―0061　東京都中央区銀座１―14―11　銀松ビル５階）